

▶論 説◀

19世紀末の鬱陵島と鳥取県

——鳥取県の日朝関係史(4)——

内 藤 正 中

は じ め に

韓国の中学校国史教科書では、独島（日本名では竹島）について次のように記している。

「日本は、わが国を侵略する際、独島を強奪し、間島を清に渡した。その後、肅宗の時に鬱陵島へ行った安龍福は、不法に侵犯した日本漁師を退け、日本に渡ってわが国の領土であることを確認させたこともあった。

しかし日本の漁民は、密かに鬱陵島の木材を伐採したり、魚をとったりするなど、これを頻繁に侵犯した。そこで鬱陵島の巡察に当ったわが国の官吏たちは、こうした事実を知り朝鮮政府は日本に抗議した。その後、政府は鬱陵島への移住を奨励し、官庁を置いて独島も管轄した。しかし日本は露日戦争の時、強制的に独島を日本の領土へ編入してしまった。」⁽¹⁾

前半に記してある安龍福のことについては、抗議先として来日した鳥取藩の史料によって検討し、教科書記述での問題点を指摘した。⁽²⁾ したがって本稿では、後半部分の記述内容の当否についてみていくことにしたいと思っている。この問題を中心にしては、すでに堀和生が「1905年日本の竹島領土編入」において全面的に解明している。⁽³⁾ 私もまた、堀の研究をふまえつつ、「島根県人の鬱陵島進出」のなかで、島根県とその県人がその全過程でどのようにかかわったかについて取り上げたことがある。⁽⁴⁾ 本稿は、鬱陵島をめぐる問題について、主として鳥取県との関係史という角度から検討してみることにしているが、時期的には19世紀末が中心となる。したがって20世紀に入って活発になる漁業進出や、竹島（独島）の領土編入をめぐる問題解明については別稿にゆずることにする。

1 竹島一件以後の竹島渡海

元禄9年（1695）に幕府が竹島渡海禁止令を発して以来、因伯両国では竹島に渡海したという記録はみられない。しかし幕府の『通航一覧』には、次のような竹島渡海の記事をみることができるのである。

「……むかし隱岐の辺より渡て、大竹を切來て諸方へ売、甚た大にしてよき竹也と云、近来その島へ渡る時は、朝鮮人多く来て、此方の船を見れば鳥銃を打て船を近づげといふ。この島果して日本の屬島なれとも、遂に朝鮮に取られたり」⁽⁵⁾

「長州の海辺細民、小舟にて此島に往き、竹を斫て長府の市店に売る。享保の頃までは能き美竹ありて大に用を便す、いまは絶てなし、何の頃より朝鮮の細民來て居す。近來舟を遣すに、彼の人々鉄砲を放て其島中に入る事を許さず、此故に今は往て竹を斫るものなしといふ」⁽⁶⁾

上述の記事でいえば、享保年間（1716–1735）までは隱岐や長門の漁民が竹島に渡って大竹を切って持ち帰っていたこと、しかしその後、朝鮮人が島にいて、船を近づけると鉄砲を打って島に近づかないようにさせると述べている。そこでは「日本の屬島なれとも、遂に朝鮮に取られたり」といっているのであるから、幕府が渡海禁止を命じたことは知っているのである。

しかし享保7年（1722）になって、幕府は鳥取藩に対して、竹島の状況と渡海について調査報告を求めてきた。禁止令から27年を経過したこの時期に、何のために照会したかは不明であるが、翌8年6月に、大坂町奉行所が「7年以前竹島に渡りて唐人の貨物を密に買取りたる罪により」ということで、石見国大森代官所支配の安濃郡波根東村の嘉右衛門、邑智郡柏渕村の庄右衛門、同郡吾郷村の伝左衛門の3名を捕えて処分している⁽⁷⁾ことに関係をもっているかもわからない。

このときから100年を経過した天保7年（1836）、石見国浜田藩領松原浦の会津屋八右衛門の竹島密貿易が、大坂西町奉行所により摘發され、八右衛門と藩の勘定方橋本三兵衛が捕えられ死罪となる。このとき浜田藩主松平周防守康任は老中首座の要職にあり、その国元が藩ぐるみで起った事件であるだけに、幕府の鎖国体制をゆるがす重要な事件であった。八右衛門が行った密貿易は、「日本之刀劍類を、魚撈船へ積込、漁船の姿に而異国人と交易を致し候由」といわれるもので

あり、⁽⁸⁾ 郁陵島で交易されていたものである。

ところでこうした竹島密貿易のことは、浜田藩の八右衛門だけに限らず、対馬、越後長岡、北国なども行っていたもの如くで、公然たる評判が江戸の市中で語られていたことを、唐津藩主の松浦静山『甲子夜話』が次のように教えてくれている。

「或方の用人、此方の同役に語りしは、浜田のみにもなく、越後長岡候の家来も、何か同時に呼出ありしと。」

「浜田遠邦通ひのことは、彼所のみとも云はれず、北国辺海つきの処は、外も多く有りて、かの同心の同役などは、かの御用筋にて北国へ赴しも有り。」

「或處の話に、評定所が彼の竹島一件吟味のとき、最初の竹島通ひ交易は対州が起りにて、此事雲州の港を経ざれば通路成らざる訳にて、この國にて手引の者有り、夫より越後の問屋兩三家、この荷担の者なる旨白状す。」⁽⁹⁾

こうして幕府は、天保8年（1837）2月21日付で、改めて「異国航海之儀は重き御制禁に候条」ときびしく達し、特に竹島について「元禄之度、朝鮮國え御渡しに相成候以來、航海停止被仰出候場所に有之」と述べ、此度はとりわけ洩れなく周知徹底を図るよう指示したのである。

「今度、松平周防守元領分石州浜田松原浦に罷在候無宿八右衛門、竹島え航海致し候一件、吟味之上、右八右衛門其外夫々嚴科に被行候、右島往古は伯州米子之もの共、航海魚漁等致候といへども、元禄之度、朝鮮國え御渡しに相成候以來、航海停止被仰出候場所に有之、都而異国航海之儀は重き御制禁に候条、向後右島之儀も同様相心得、航海致しまじく候、勿論國々之廻船等、海上において異国船に不出会様乗筋等心がけ可申旨、先年も相触候通、弥相守、以來は事成たけ遠沖乗不致様乗廻り可申候右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より、浦方村町共不洩様事触知候、左触書之趣、板札に認め高札場等に懸置可申もの也。」⁽¹⁰⁾

それにもかかわらずというべきであろう。20年も経過していない安政年間（1854–1859）、長府在住の医師興膳昌蔵から竹島開拓の話を聞いた萩の吉田松陰は、安政5年（1858）2月、松下村塾門下の久坂玄瑞が江戸に行くにさいして、桂小五郎に指示を与える。桂は村田蔵六とともに江戸の藩邸に建議、幕府に働きかけて竹島開拓の命を幕府より長州藩主に発するよう請願した。これに対して幕府は、藩主からの出願でなければ閣議に付するわけにはゆかないといって却下し、長州

藩でも「竹島は古来所属疑問の地で、今その開拓を幕閣に出願するも許可せられる見込なく、且同島は遠隔の地にある小島の事とて、今資を投じて開拓するも、収支償はないであろう」ということで、藩主の決済をもって江戸藩邸に出願中止を指示したという。⁽¹¹⁾ 尊王攘夷をめざす長州藩の若者たちが、何のために竹島開拓を企図したかは不詳であるが、「古来所属疑問の地」という竹島認識が長州藩全体にあったことはたしかである。

2 明治政府の竹島・松島認識

竹島（鬱陵島）についての領有認識のあいまいさは、そのまま明治政府に引継がれてゆく。最初に竹島松島問題が出てくるのは、明治3年（1870）4月に朝鮮に出張した外務省出仕佐田白茅らの「朝鮮国交際始末内探書」であり、そのなかに「竹島松島朝鮮付属ニ相成候始末」の題する一項がある。すなわち、

「此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之、竹島ノ儀ニ付テハ元祿度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ爲差遣シ置候処當時ハ以前ノ如ク無人ト相成……」⁽¹²⁾

しかしそれ以上に竹島と松島が朝鮮領になった始末については何も書かれていないのである。この文書は報告であって、「朝鮮付属に相成候始末」という標題名でもって、竹島・松島が朝鮮領であることが証明されたなどというわけにはゆかない。

竹島の領有権を明確化するきっかけになったのは、明治9年（1876）10月、内務省地理寮の係官が島根県に竹島について照会したことからである。島根県では、17世紀の大谷家の記録などを調べて「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」として内務卿あてに提出した。ここで竹島は鬱陵島のことであり、「外一島」とは松島（現竹島）である。内務省は翌10年3月に元禄年間での竹島一件の記録も調べた上で、「竹島所轄之儀ニ付島根県ヨリ別紙伺出取調候処該島之儀ハ……本邦関係無之相聞候得共、版図之取捨ハ重大之事件ニ付、別紙書類相添為念此段相伺候也」と右大臣に伺いをたてた。右大臣岩倉具視は、3月29日付で内務省案の通り、「竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」と指示する。⁽¹³⁾

『公文録』所収のこの資料を紹介した堀和生は、「当時の日本の最高国家機関たる太政官は、島根県と内務省が上申してきた竹島=鬱陵島と松島=独島をセットにする理解に基づいて、両島を日本領に非ずと公的に宣言したのであった」という。⁽¹⁴⁾ 郁陵島と竹島（独島）をセットにして日本政府が「本邦無関係」とすることは重要である。

ほぼ同じ時期になる明治10年（1877）1月27日、東京在住の島根県士族戸田敬義が、東京府知事にあてて「竹島渡海之願」を提出する。⁽¹⁵⁾ 当時は2年前の明治8年にロシアとの間で樺太と千島の交換条約が締結され、前年の同9年には小笠原諸島の日本帰属が確認されるなど、新島発見や未開地開拓の風潮があったときである。戸田はかつて自分の家で読んだ『竹島渡海記』のことを思い出して、伯耆の漁師から地図2枚を入手し、隱岐古老からの伝言まで聞き出した上で、願い出たものである。

戸田の認識では、竹島は「洋中荒蕪不毛之一孤島」であり、「我国之属嶼」であるが、「徳川氏執權之時ハ殊ニ嚴禁ノ海路」になっていたといつており、日本領土であるが渡航が禁止されていたにすぎず、禁止令を出した徳川幕府がなくなつたいま、新政府に渡海免許を申請して国益を図るというのである。戸田は島根県士族となっているが、当時鳥取県は島根県に併合されており、文書の内容からみても旧鳥取藩士であったと思われる。

戸田の「竹島渡海之願」より1年早く、明治9年（1876）7月には、武藤平学から「松島開拓之儀」が外務省に建議されていた。⁽¹⁶⁾ ここでの松島は竹島、すなわち鬱陵島のことであり、戸田の建議は「その後わが朝野において松島、竹島の島名問題を大きく取り上げるようになった直接の動機」になるものと、外務省関係者は評価している。

伝聞情報だけで竹島渡海を企図した戸田の場合とは異なって、武藤は長崎とウラジオストクの間を航海するなかで竹島を眺望して、「彼島の大木を伐り、其良材を今盛大に開港するウラジオストクに輸出し、或は下関に送りて売却」する経済的利益とともに、日本海航路の「要島」であることから、風待ちや薪水補給に利用することができるならば、「独り本朝のみに非ず、各国航海家の安堵に帰し、皇國の仁意を仰ぎ、皇國の仁政に感佩すべし」とも述べていた。この建議につづ

いて児玉貞易、斎藤七郎兵衛などからも松島開拓について建議が提出される。

こうした相次ぐ開拓願いに対して、外務省内ではさまざまな意見があり、省内の議論では決着がつかず、松島について実地調査することになる。すでに明治9年（1876）2月に締結された日朝修好条規第7款の規定で、日本国航海者の朝鮮国海岸測量が認められていることから、同13年9月に軍艦天城が派遣され、松島は鬱陵島と同一の島であり、竹島は岩石にすぎないことを確認したのであった。すなわち、北沢正誠の『竹島考証』には、「明治十三年天城艦ノ松島ニ廻航スルニ及ヒ其地ニ至リ測量シ始テ松島ハ鬱陵島ニシテ、其他竹島ナル者ハ一個ノ岩石タルニ過キサルヲ知リ事始テ了然タリ、然ルトキハ今日ノ松島ハ即チ元禄十二年稱スル所ノ竹島ニシテ、古来我版図外ノ地タルヤ知ルヘシ」とある。⁽¹⁷⁾

3 明治16年渡航禁止令

朝鮮政府は、明治14年（1881）5月、鬱陵島に多数の日本人が来て伐木に従事しているのを発見したことを江原道觀察使の報告で知り、日本外務省に照会して日本人の同島への渡航禁止を要求してきた。朝鮮側史料でみよう。

「(5月) 22日、是ヨリ先、江原道鬱陵島ニ日本人七名潛入伐木シ、該島搜討官看審ノ際発見セラル、該道觀察使林翰洙具申馳啓シテ、挽近日本船去來常無ク、此島ヲ指点シテ弊尠ラザルヲ以テ、稟處セシメンコトヲ請フ、統理機務衙門ノ啓言ニ因リ、嚴防ノ意ヲ以テ書契ヲ撰出シ、日本国外務省ニ転致セシメ、且ツ此島ヲ他ノ空曠ニ委スルハ、甚ダ疎虞ニ属スルヲ以テ、副護軍李奎遠ヲ鬱陵島檢察使ニ差下シ、馳往商度シテ稟覆ノ地ト為サシム」⁽¹⁸⁾

日本政府としては、すでに鬱陵島が朝鮮に属することを確認しているので、日本側の非を認めて謝罪をする。ただし何らの対策もとらなかったため、日本人の鬱陵島侵入はその後もつづき、「大日本國松島」の標柱を立てる者もいたほどである。朝鮮政府では翌15年になると、「片土ト虫モ棄ツルベカラザルナリ」とする強い態度がとられることになる。

「(6月) 5日、鬱陵島檢察使李奎遠ヲ召見ス、復命ナリ、教シテ曰ク、若シ開拓スレバ、民衆從スペキヤ否ヤト、奎遠曰ク、船漢・薬商等処試ミニ之ヲ問ヘバ、多ク樂從ノ意ア

リト、マタ教シテ曰ク、日本人標ヲ立テ之ヲ松島ト謂フ、彼ニ於テ言無カルベカラズ、奎遠曰ク、松島ト云フ者、前ヨリ相詰スル者ナリ、花房義質ニ一次公幹無カルベカラズ、亦タ日本外務省ニ致書ナカルベカラズ、仍リテ教シテ曰ク、此意ヲ以テ總理大臣及ビ時相ニ告ゲヨ、今ヲ以テ之ヲ觀ルニ、一時放棄スペカラズ、片土ト虫モ棄ツルベカラザルナリト」⁽¹⁹⁾

「(6月) 16日、三軍府ノ所啓ニ依リ日本國ニ書啓ヲ撰送シ、鬱陵島結幕ノ弊ヲ永杜セシム、其書ニ曰ク、弊邦ノ鬱陵島ハ間界ニアラズ、頃ロ貴国人ノ樹ヲ斫リ木ヲ伐ルニ因リテ、早ク書契ヲ奉ジ、藉リテ貴朝廷ノ判ニ禁止ヲ許スヲ蒙ル、弊邦檢察使李奎遠ヲ委遣シテ島界ヲ周視セシムルニ、帰リテ云フ、斫採前ニ仍リテ改ムルコトナシト、貴朝廷禁ヲ立ツルニ及バズシテ民猶ホ冒犯スルヤ否ヤ、疑深ク訝滋ス、豈函シテ奉質ス、望ムラクハ貴朝廷照諒シテ法ヲ設ケ、婉諭嚴防シ前謬ヲ踏ムコトナクバ幸甚ナリト。」⁽²⁰⁾

朝鮮政府から抗議を受けた日本政府は、これが外交問題に発展することを恐れて、明治16年（1883）3月、太政大臣から内務卿に対して、「日本稱松島一名竹島、朝鮮稱蔚陵島ノ儀ハ從前彼我政府議定ノ儀モ有之、日本人民妄リニ渡航上陸不相成候條」と各地方長官を通じて諭達するよう内達した。⁽²¹⁾ また各裁判所に対しても、「右諭達ニ背キ該島ニ至リ私ニ売買ヲ爲ス者有之時ハ、日朝貿易規則第九則ニ拠テ処分シ、樹木ヲ盜伐スル者有之時ハ我刑法第三百七十三条ニ拠テ処分スヘキモノト被存候間」と司法卿より内訓することとした。⁽²²⁾

日本政府としては、「今後尚渡航者有之候テハ彼政府へ對シ交際上不都合ノミナラス、我政府ノ禁令人民ニ及ハサルヲ示スノ嫌ナキ能ハス」とまでいっていた。⁽²³⁾ それにもかかわらず、明治16年9月6日付の外務卿から太政大臣にあてた申請では、福岡県早瀬岩平、山口県松岡某が各数十名を率いて渡航していること、これに他県人も加えると数百名になることを、元山津領事が報告してきたことを明らかにしている。このため外務省としては、本籍が判明した者についてはその親族から廻船を出させるはずであるが、原籍不明の者については悉皆引揚げもむつかしいので、海軍省に命じて軍艦を派遣してまとめて帰国させるか、汽船に警部巡査を同乗させて連れ帰るかのいずれかしか方法はないと言っている。⁽²⁴⁾ 結局、共同運輸会社の越後丸に内務省書記官らが乗船して、10月7日鬱陵島に行き、254人の日本人を強制的に帰国させたのである。

この時、鬱陵島を行っていた日本人は、山口県人が最も多く、次いで島根、広

島、福岡であったという。彼らは3月の渡航禁止令を無視して鬱陵島に行き、「数百ノ御国人猶彼地ニ潜航シ、妄リニ伐木漁採ニ従事」しており、「伐採スル所ノ木材ハ櫟ノミニシテ、他ノ樹木ニ着目スルモノナシ」「伐採スル所ノ材木ハ海岸ニ積出シ着船ヲ俟テ之レニ搭載ス」という状況であった。⁽²⁵⁾

鬱陵島から強制帰国させられた日本人は、外国である朝鮮に密出国し、開港場でないところから材木を持ち帰ったのであるから、密貿易の嫌疑でもって裁判を受けるはずであった。しかし裁判の判決は307人全員を無罪放免とした。判決主旨では、「皆材木伐採ノ事窃意ニ出タルニ非サルト、該木材カ朝鮮國官吏ノ恵与ニ係ルトヲ以テ無罪ト判定」する、また鬱陵島は明治16年3月1日付太政大臣諭達で朝鮮国所属が確認されたという立場をとり、それ以前の渡航を黙認したのであった。さすがに外務大臣井上馨は判決に不満を表明し、「該島ガ旧幕府ノ頃既ニ朝鮮政府ト往復ノ上其所属ヲ公認シタル事蹟ヲ不問ニ付シ、盜伐ノ行爲ヲ是認スルガ如ク相見エ候」と、山田顕義司法大臣に書翰を送っている。⁽²⁶⁾

裁判所が判決のなかで「該木材カ朝鮮國官吏ノ恵与ニ係ル」とした背景には、島長以下の朝鮮国の出先役人と日本人との間の特別の関係があった。それは内務省書記官に対して島長金錫奎が、「貴國人民ニ対シテハ我倅容易ナラサル懇意ヲ恭フス」といい、次官幼学裴忠隠また、「本島ニ渡来スル所ノ我国人民食ニ乏シク時々貴国人ノ恩恵ニ蒙リタルコト不尠、此恩忘ルヘカラス、願クハ已ニ伐採スル材木ハ悉ク帰國ノ序持帰ラレン事ヲ」と述べていることにかかわっている。しかし朝鮮政府は、3か月後の明治17年（1884）1月11日、島長金錫奎を「押上勘処セシム」と処分しているのである。これは東南諸島開拓使金玉均が、「金錫奎嚮キニ錢米ヲ貪リ、日本人ニ島長憑票ヲ与ヘ、其木材偷斫運去ヲ許ス」と報告したことにもとづくところであるといってよい。⁽²⁷⁾

4 郁陵島開拓令と島長

鬱陵島に数百人といわれる多数の日本人が侵入してきて、伐木魚採に従事していることを発見して日本政府に抗議した朝鮮政府は、長年にわたってとってきた空島政策を転換して、積極的な開発を進めることとし、まず明治15年（1882）5

月に検察使として李奎遠を派遣し、その報告にもとづいて同年12月に鬱陵島開拓令を公布する。そして同年まず島長が置かれ、三陟宮將が開拓官守を兼ねる体制がつくられ、移住奨励の政策で人口増加を図り、明治23年（1890）には郡に昇格し、郡守が任命されることになる。そして明治27年（1894）1月からは、賦税徭役のすべてを免除する措置もとられるのであった。

「(1月) 7日、是ヨリ先、鬱陵島土地未ダ盡ク開墾セズ、人民聚ラザルヲ以テ、特ニ命ジテ賦税徭役ヲ一切免除ス、然ルニ江原道平海郡吏校ヲ該島ニ常駐セシメ、收斂ノ弊甚ダシキヲ以テ、統理交渉通商事務衙門ヨリ鬱陵島ニ閑シテ之ヲ嚴飭シ、所収ノ麥太ハ該島民ニ返還セシム」⁽²⁸⁾

鬱陵島に派遣される役人の「收斂ノ弊甚ダン」との実情については、明治26年（1893）6月に島を視察した松江の佐藤狂水の「朝鮮竹島探險」のなかでも具体的に記してある。

「毎年朝鮮内地より旧3月より5月まで官吏派出す。此官吏は予め政府へ3ヶ月間幾何の税金を納め、着島の上は恣に島民より物産を以て税を徵収し、官吏は之を内地に輸出して利益の収入を得るものなりと、故に往々苛酷に課税するを以て、内地より派出の官吏を見る蛇蝎の如し、又官吏は固より公共の精神なく、一に自己の利益を謀るに汲々たり。」⁽²⁹⁾

佐藤狂水がみたように、行政末端での役人の腐敗と不正については、朝鮮王朝末期では一般的に指摘されているところである。前述した島長金錫奎の場合も、不法入国してきた日本人業者と結託して木材伐採と搬出を容認し、その代償として錢米を貪ったということが問われていた。しかし朝鮮政府としては、「島守を任命し在勤せしめたるも、全く俸給を支給することなく、島守は所謂島流し人同様にて、島内に自ら生計を立てざるへからざる姿なりしより、勝手に木材の伐採等を為し来れり」⁽³⁰⁾と伝られている新聞報道が正確であるとすれば、島守が日本人業者と結託するのも自然の成り行きといわなければならない。このことが、鬱陵島への日本人の進出を容易にしていた背景であったことは否定できないのである。

こうして、明治16年（1883）に在島日本人を強制的に退去させた後にも、日本からの鬱陵島への渡航は跡を絶たず、木材の伐採と搬出がつづくことになる。明

治28年（1895）6月25日、在朝鮮杉村臨時代理公使が外務省に送ってきた書簡には、「近来日本人民當国鬱陵島ニ侵入シテ樹木之皮ヲ剥取り、又ハ種々惡事を働く由」ということで、朝鮮国外部大臣から取締りを要求してきたこと、日本人で「鬱陵島へ侵入スルモノハ多く釜元両港（釜山港と元山港）ヲ経由セスシテ直チニ内地山口、福岡、広島、長崎、島根等ノ諸県ヨリ渡航スルモノト被信候」と記して、これら各県に取締りをするよう要請したことが記してある。⁽³¹⁾ さらに明治32年（1899）11月の状況として、次のような「韓国鬱陵島の近況」が新聞に報じられている。

「……島内に在る日本人は凡て86人なることを知るに至れり、是等の日本人は金巾を持來り大豆と交換するもの、雜貨を携帶して島内を行商するもの、東本願寺建築用材として櫻を採取せる為來りしもの等にして、何れも島司の許可を得て各自職業に従事し、其大豆を既に買入れられたるもの3千石余に及べり。」⁽³²⁾

ここでは、島内における日本人の経済活動は、「何れも島司の許可を得て」行われていたものとされているが、必ずしもそうでなかったことについては、以下に述べる事件で明らかである。

5 木材盗伐を松江地裁へ告訴

日本駐在韓国（明治30年10月16日に朝鮮国は国号を韓国と改称した）臨時代理公使は、明治31年（1898）11月17日と12月3日の両度にわたって、日本の外務大臣に対して、鳥取県と島根県の者が「鬱陵島へ私航樹木濫伐」をしたことについて取調べるよう申し入れをしてきた。

「……近来日本國島根鳥取兩県之人民該島ニ入込ミ樹木ヲ盜伐シテ之ヲ載セ去ルニ付、島監躬ヲ島根鳥取兩県ニ赴キ、被盜ノ材木ヲ認メ、其審判ヲ該地方裁判所ニ請求シ正当ナル判決ヲ受ケタルモ、政府ノ公文無之テハ強テ請求シ難キニ付、相当ノ取扱有之度旨該島監ヨリ申立有之候、抑々日本島根鳥取兩県人民カ該島ニ入込ミ、樹木ヲ盜伐スルハ尤モ不都合ノ至ニ付、日本外務省ニ照会シ管轄庁ニ転達シテ、相当ノ取締法ヲ設ケ、今後右様ノ弊無之様可致、且押ヘタル材木ハ一々之ヲ請求スヘキ旨、我外務省ヨリ訓令有之候間、貴大臣ヨリ管轄地方庁ヘ御転達ノ上、相当ノ取締法ヲ設ケ、今後樹木ヲ盜伐スルコト無之様被致度、且差押アル材木ハ詳細取調ノ上逐一御回報被下度、此段御照会得

貴意候」⁽³³⁾

この発端は、鳥取県西伯郡米子町吉尾万太郎、島根県松江市雜賀町田中多造、大分県南海郡上浦村神田健吉の3名が、「年々同島ニ赴キ刀劍銃砲ヲ携ヘ島内ヲ儀行シ、人民ヲ脅迫シ、婦女子ヲ追廻リ、物品ヲ盜奪スル等不法ノ行為ヲ爲シ、爲メニ島民非常ニ迷惑ヲ感スルヲ以テ、之カ制止ヲ求ムト云フニアリ」ということから、明治31年（1898）7月23日付で、鬱陵島の島監裴季周より日本警察官に取締りを要請したことである。⁽³⁴⁾ そして鳥取県境にやって来て、9月12日に境警察署長に面談して申出をしたもので、鳥取県知事から同16日付で内務大臣にそのことを報告した。このため鳥取県は境警察署に取調を指示したが、吉尾が隱岐へ行っていたため浦郷警察分署に依頼して本人に質したところ、吉尾は「島監報告ノ事実ハ全ク無根ニシテ捏造ニ係ルモノナル旨ヲ申立」てたという。しかし吉尾については、「過日県下西伯郡境町ノ商人ト右裴季周トノ間ニ於テ売買シタル木材ヲ鬱陵島海岸ニ於テ窃取シ、密ニ隱岐國ヘ隠匿シタル事実有之、目下松江地方裁判所西郷支部ニ於テ取調フルコトトナリタル趣相聞ヘ候ニ付テハ、之ヲ推シテ察スルモ島監報告ノ事ハ事実ナランカトモ思考セラレ候」ということも付言して、同年10月18日付で内務大臣と外務大臣に鳥取県知事から報告した。⁽³⁵⁾

同年11月26日になって外務大臣は、鳥取・島根両県知事にあてて事実関係の調査報告を依頼してくる。「果シテ事実ニ有之候得者不都合ノ次第ニ付」と、きびしい態度を表明していた。すなわち、

「韓國鬱陵島ハ樹木ノ盜伐ヲ禁止シ務メテ樹林ヲ保護致居候処、近年鳥取島根両県ノ人民漁船ニ乗シ擅ニ該島ニ渡航シ樹木ヲ伐採シテ之ヲ載セ去ルモノ有之、偶々目擊シテ之ヲ差止メントスル時ハ群ヲ成シテ騒擾シ、果テハ亂暴ノ舉動ニ及ヒ、之カ為メ島民安堵致シ難ク、大ニ治安ニ妨害有之候ニ付、右保護方其筋ヘ照会致呉候様、同島島監裴季周ヨリ申越候趣ヲ以テ、今般本邦駐箚韓國公使ヨリ、自今右等両県民ノ擅ニ該島ニ私航シ樹木盜伐ノ義、堅ク嚴禁相成候様致度旨、照会致來候処、右ニ関スル事実御取調有之度、又果シテ事実ニ有之候得者不都合ノ次第ニ付、今後相當御取締相成度、同公使ヘ回答ノ都合有之候間、右御取調ノ結果御回報可被成候、此段相違候成」⁽³⁶⁾

鳥取県知事は、同年12月25日に「同人等該島ヘ渡航シタルコトアリシモ、乱暴ノ舉動ヲ為シ、且ツ樹木ヲ伐採シタル等ノ事実ハ無根ニ有之候」と報告してい

る。⁽³⁸⁾一方の島根県知事から外務大臣への報告は、明治32年（1899）1月28日付であった。そのなかでは、前年8月島監が境港に来たとき、境の商人石橋勇三郎へ櫓板を300円で売って内金160円を受取り、残金は島で櫓板と引替えに支払う話になっていたところ、吉尾と田中の両人が「私ニ渡来暗夜ニ乗シ櫓板三十二枚ヲ窃取シ、隱岐国知夫郡宇賀村鶴谷次郎ノ船ニ搭載出航」したことが判明、浦郷警察分署に吉尾・田中それに船主の鶴谷を相手に告訴した。しかし松江地方裁判所西郷支部では「證憑不充分ナリトテ免訴ノ決定」をしたという。さらに12月下旬になって、被害櫓板の一部が宇龍港に碇泊中の和船にあることがわかり、杵築警察分署から松江地方裁判所に提訴されて裁判中であるが、被告人は「鬱陵島ノ前任島守李樹信ヨリ正当ノ手続ヲ以テ買受ケタルモノ」と主張しており、県知事として「正邪曲直果シテ何レニアリヤ、裴季周ノ片言未タ必スシモ信ヲ措キ難キ也」とも付言している。⁽³⁹⁾しかし裁判結果は、被告を重禁錮3か月、罰金10円、監視6か月に処し、原告の裴季周には請求通り木材を返戻すべしとの判決であった。⁽⁴⁰⁾

この判決前の2月13日付で、青木外務大臣は上述の両県知事の報告を要約するかたちで韓国公使に回答した。すなわち、3名の者は渡航したことはあるが、乱暴をしたり樹木を伐採したりしたということは「全ク事實無根ト被認候」であり、櫓板窃取の件は松江地方裁判所で予審中である。そして「御来示ニ係ル私航者取締之義ニ關シテハ今後尚一層嚴重ニ相取締ラセ置候間、右様御承知相成度」と述べて、⁽⁴¹⁾旅券なしの「私航者」の取締は「一層嚴重」に行うことを約束したのである。

6 郁陵島のロシア伐木特許権をめぐる対立

同じ時期に鬱陵島の伐木特許権がロシア商人に認可され、新しい事態が生ずることになる。

日清戦争で清国の勢力を韓国から一掃した日本であるが、明治28年（1895）4月の三国干渉を機にロシアは韓国でその影響力を伸ばしてゆく。日本は同年10月8日、韓国王宮を襲撃して閔妃を暗殺することによって親露派を抑えようとした

が、かえって民衆の対日感情を悪化させ、各地で抗日義兵が蜂起する。こうした情勢下でロシア公使は、公使館保護の名目で100人の水兵を漢城に送り込み、翌29年2月には韓国皇帝をロシア公使館に移し、親日派に代って親露派が内閣をつくることになる。こうしてロシアは鉱山採掘権とともに、鴨緑江流域と鬱陵島の木材伐採権を取得する約定書を明治29年（1896）8月20日に締結した。そしてこれにもとづき在日本ロシア国公使は、鬱陵島での日本人の盗伐を禁止するように日本政府に申入れをしてきたのである。

日本政府は明治32年（1899）になって、この申し入れを受入れることとし、日本人的退去を命ずるとともに、特に島根・鳥取両県知事に対して、鬱陵島での伐木について厳重に取締るようにと、8月30日付で達する。

「其県民韓國鬱陵島ニ於テ樹木盜伐ノ義ニ關シテハ取締方裏キニ及訓達置候次第モ有之候処、今般在本邦露國公使ヨリ前記鬱陵島ニ於ケル森林ノ義ハ、露國某会社ニ於テ其伐木ノ特許ヲ得タルニ付、本邦人ニ於テ該森林ニ對シ侵害ヲ加ヘサル様取計ハレ度旨申越候、右盜伐ニ對シテハ今更申迄モ無之、其後充分ノ御取締相成候事トハ存候得共、同公使ヨリ申越ノ次第モ有之候間、貴県下人民ニシテ右森林ニ對シ今后侵害等不都合ナル所爲無之様、一層嚴重ニ御取締相成度此段相達候也」⁽⁴²⁾

この通達に前後して、山陰両県では鬱陵島の「既得権」確保が大きな関心事となり、『山陰新聞』は社説で繰返して鬱陵島問題を取上げる。例えば明治32年8月24日の社説は、「旧幕府時代より日本人は自由に該島に渡航して其木材を採取し來り」との実績にもとづき、「日本人こそ其採伐権を譲受くべきなるを」と主張する。⁽⁴³⁾また10月5日の社説では、「日本人が同島を退去するは全く同島を棄てるの意味に非ず、日本は依然同島に少なからざる利害関係を有するものなれば、今後韓国が風説の如く同島を露國に貸与するが如きことあらば、日本は利害の関係上これを黙認すること能はざる可し」とまで述べるのであった。⁽⁴⁴⁾ いうところの「日本の利害」や「少なからざる利害関係」とは、これまでみてきたような、密出国、盗伐、密輸という犯罪を重ねた上でつくられた「既得権」であったことは、外務省としても充分に承知の上であったことについては、敢て黙認してきた。それは、在韓特命全権公使林權助の外務大臣への報告を通じて知ることができるが、そこには次のように記してある。

「蓋シ鬱陵島ニ於ケル本邦人ノ樹木盜伐ハ敢テ今日ニ始マリタルモノニアラス、今後ト蚩モ亦全ク其跡ヲ絶ツコト能ハサルヘキハ、既往ノ歴史ニ徵スルモ明瞭ナルコト存候、尤モ今後ハ多少該島ニ於ケル取締嚴重ヲ加フヘキモ、抑モ該島タルーノ港湾モナク、一年ノ殆ント半ハ汽船ノ交通ヲ許サルル処ナルニ反シ、本邦人ハ漁船同様ノ小舟ニテ時候ニ関係ナク來往スルヲ以テ、今後ト蚩モ間ヲ窺ッテ盜伐ニ從事スルモノアリ、為ニ紛糾ヲ釀スコト尠ナカラサルヘキ乎ト存候」⁽⁴⁵⁾

これにつづいて林公使は、「交通不便、土産の食料ニ供スヘキモノナキコト、全然盜伐ヲ禁スル能ハサルコト等ヲ想像スル時ハ、寧ロ今ニ於テ数万金ヲ領シ他人ニ其権利ヲ譲与スルコトヲ以テ自ラ得策ト思考スルコト」⁽⁴⁶⁾と、伐木権の買収工作を進める。一方で韓国政府は、11月30日を期限にして日本人の鬱陵島からの退去に加えて、日本人の韓国内地からの退去も要請してくる。「我内地擅行租地、購屋開棧、並有非通商口岸偷運貨物等、事函宜接章禁止」と、日本人が韓国内地で行っていることが條約の規定に違反しているという理由からであった。しかしこれに対して林公使は、「在鬱陵島ノ我邦人ヲ退去セシメタル理由ハ單ニ其伐木ヲ禁スルカ為メニシテ、住居権ノ有無トハ関係ナキモノナリ」ト、鬱陵島での日本人の住居権なるものを主張するとともに、韓国政府としても日本側の條約上の要求に応ずる義務があること、他の外国人も多く日本人にのみ退去を命ずるのは公平の処置ではないと反論している。⁽⁴⁷⁾

11月30日が日本人の退去期限であった。ロシア人數十名が来て、「在住日本人ニ対シ不穏ノ挙動アリトノ説」が、12月2日付で元山の武藤領事から報告があり、⁽⁴⁸⁾ つづいて同19日には、「同島在留帝國臣民ガ天長節奉祝ノ為メ掲揚セル國旗ノ取卸ヲ強制シ、或ハ彼等自ラ手ヲ下シテ我國旗ヲ破毀シタル等無礼ノ挙動ヲ為シタル者アルヤ」と釜山新聞の記事が報告される。⁽⁴⁹⁾ このため武藤領事は実情視察を行う必要があることを申し出るが、林公使は、「自ラ本邦人ノ退去ヲ監督スル義務ヲ生スルヘキヲ以テ、寧ロ不得策」と許可せず、⁽⁵⁰⁾ 外務大臣もまた「退去ヲ命シタルハ一ニ露人トノ衝突ヲ避ケンガ為メニ有之候間、本邦人ニシテ伐木ヲ止メ穩ニ漁業其他ノ業務ニ從事スルハ、強テ此ノ際退去ヲ為サシムルノ必要モ無之義」という態度で臨むことを武藤領事に指示している。⁽⁵¹⁾ 漁業は通漁規則（明治23年）の範囲内であるからよいとする立場である。

明治33年（1900）6月、韓国政府は日本の釜山領事補を伴って鬱陵島の現地調査を行い、あらためて條約に即して日本人の退去を要求してくる。これに対して日本政府は、日本人の在留が條約の規定外であることは認めつつも、それを日本政府として退去させなければならない義務はないとの反論し、加えて十数年来日本人の在留を黙認してきた韓国政府にも責任があるといって、既成事実の上に立って日本人の居住を認めるように逆に要求した。さらに翌34年12月には、日本人による紛争頻発を逆手にとて、在留日本人取締りのためといつて、日本人警官を駐在させることを林公使は提案して、35年3月から釜山領事館の警部と巡査4名を常駐させることにしたのである。⁽⁵²⁾ その明治35年（1902）当時の鬱陵島の状況について、『山陰新聞』は以下のような報道をしている。

「此頃該地より帰村せしもの数人おり、同島は無政府の有様にて、隣村の一人は本邦人の爲に殺され木の枝に吊るし有りとのこと」⁽⁵³⁾

「元来該島に来りける本邦人は、何れも漂流人の集合体とも見るべき者にして、其野卑なること言ふ許りなく、殆ど弱肉強食的振舞多きを以て、我警察署の事務開始以来、訟事極めて多し」⁽⁵⁴⁾

7 郁陵島と境港の外国貿易

明治34年（1901）8月20日に釜山海關吏スミスは、鬱陵島における日本人について報告書のなかで次のように述べている。

「島中日本人は約五十人位にて、皆造船材木及数戸の商家なり、該日本人等は此島を以て永遠の居住地と認め、今日まで7、8年に及んで土着し、尚毎歳3月より6月に至れば、其風静かにして浪穏かなるに乘じ、日本の男女3~400名が日本の境地方より該島に来泊し、或は漁撈に或は伐木に從事し、或は日本人の貯蓄したる材木、豆麦、薯蕷等を搭載する者絶へずと云ふ。日本の女子にして現に島中に居住するもの31名にして、凡そ日本人の作業は櫻木を伐採して日本に輸出し、是を以て米、麦、醤油、酒等の食品を始め、其他木綿の如きものを購い島中に輸出し、韓人の雜穀と交換し錢幣を以て価を償ふ。」⁽⁵⁵⁾

鬱陵島に在住する者の多くが、鳥取県の境地方から渡航してくること、そして彼らの生活物資を供給し、材木や雜穀を見返りに輸入していたのは境港であった

ことなどがわかるのである。貿易統計でみても、明治30年（1897）と31年の境の外国貿易は、輸出では米、酒、綿織物、ワラ加工品などであり、輸入は豆類、乾鰯、木材が主要なものとなっており、⁽⁵⁶⁾明らかに鬱陵島が対象地であったことを示している。

ところが、明治32年11月末日限りで日本人は鬱陵島から退去することが伝えられるや、「斯くては境港に於ける貿易額大に減少せんとて、税関支署長は憂慮しつつあり」⁽⁵⁷⁾ということになる。外国貿易港としての指定を受けたばかりの境港にとって、鬱陵島は貿易額の80%以上を占めていた。それだけに、ロシアへの伐木特許によって日本人が退去させられることは、境港の外国貿易にとって致命的な打撃を与えるのであった。

表1 境港の外国貿易

	明治31年	32年
輸出	米	3,013.78
	酒	1,005.78
	醤油	175.55
	綿布	663.76
	雲斎布	3,065.30
	生金巾	1,895.75
	結金巾	1,483.20
	石炭	525.00
	ワラ加工品	1,110.92
	食塩	1,035.51
輸入	魚油	949.90
	その他	7,925.55
	合計	16,628.07
	豆類	27,138.12
	小麥	813.20
	米	1,793.28
	穀物	1,472.18
	乾鰯	1,486.70
	木材	1,082.04
	その他	8,879.77
	合計	39,283.25
		37,950.25

（備考）『鳥取県勧業沿革』（明治33年）P 214

「……若し夫れ鬱陵島に在留する雲

伯隠人の200人に垂んとするを知らば、地方人士は之れを軽視すること能はず、且つ境港を経て輸出入する貨物の多額にして、島民の嗜好は漸次我邦と異ならざるに至り、販路益々拡開せられたるを知らば、地方人士之れを重視せざるへからず、寧ろ雲伯隠人の移住発祥地にして海外貿易の端緒を開けるものなり……

境港輸出入表

	鬱陵島 輸出入価格	他港同上 (釜山、仁川、木浦、元山)	合計
明治29年(11月・12月)	1,867.98	6,917.01	8,784.99
30年	43,598.49	12,312.93	56,011.42
31年	55,810.77	7,460.37	63,271.14
32年(自1月至9月)	22,668.90	3,100.00	25,768.90

（備考）『鳥取県勧業沿革』（明治33年）P 214

境税關開始以来、貿易額通して153,736円余の内、鬱陵島は実に123,000余円に上れりとせは、同島が境港を開港場として維持するの大勢力を有するや知るへきなり、此故に我外交にして機宜に投し露国をして屏息する所あらしめなは、富力の益増進すへかりしに、抑も島根鳥取の牧民官は果して当局大臣に外交の資料となるべき鬱境両地関係の調書を提供せしことありや、……然れども外交の結果に於て、雲伯隠人は一種の保安條例に拠りて本月末日を限り退去せざるべからず、是れ地方の海外思想を挫折するものにして、将来貿易額5万円に達せず開港を閉鎖せらるるの不幸を見るや必然なり……」⁽⁵⁸⁾

そこにみられるものは、露骨なまでの自國中心主義の発想であり、鬱陵島が外国である韓国に属するという認識については全くないままのものである。しかも、たとえそれが外国であったとしても、国益や地域発展のためには何をしててもよい、否、何かを積極的にしてゆかなければならぬとする姿勢に他ならない。したがって、出雲、伯耆、隱岐の人たちにとっての鬱陵島は、昔から先人たちが進出してきた「移住発祥地」であり、開港場そして外国貿易港になった境港にとっては、それが日本在留者の生活物資の供給と略取した資源の輸入であれ、「海外貿易の端緒を開けるもの」と安易にいうことができるのであった。

8 小 括

以上みてきたように、鬱陵島に対する鳥取県人の進出は、19世紀末になって官民一体で進められてゆく朝鮮侵略と全く軌を一にしているだけでなく、それが日本海にある離島のために、朝鮮本土よりも早い時期から主権が侵害され、日本によって事実上で占拠支配されるに至ったものといってよい。

そこが朝鮮領土であることは、明治16年（1883）に朝鮮政府の抗議を受け入れて渡航禁止の措置をとり、日本政府の責任で在留日本人を強制的に引揚げさせたことでも明らかである。しかし日清戦争後の時期になると、日本政府は渡航を黙認し、朝鮮側からの退去要求を無視するに至る。一つには、明治22年（1889）に締結した日本朝鮮両国通漁規則によって、日本漁船が江原道など朝鮮沿岸で漁業することができるようになったことである。このため鬱陵島への日本漁民の通漁は可能ではある。ただしそれを合法というためには、通漁規則にしたがって、領事館経由で開港場地方庁から免許鑑札を受け、漁業税を納入していなければなら

ない。その手続きをとっていなければ「密漁」となる。隱岐や境の漁民が釜山や元山の領事館にこの手続きをとっていたといえるだろうか。彼らはそれぞれの港から直接に渡航しているのである。

渡航して島に上陸後、一定期間滞在するためには、旅券の取得が必要になる。しかし「本邦人ノ鬱陵島へ侵入スルモノハ多ク釜元両港ヲ経由セシテ、直ニ内地山口、福岡、広島、長崎、島根等ノ諸県ヨリ渡航スルモノト被信候間」⁽⁵⁹⁾と、在朝鮮の杉村臨時代理公使が外務大臣への報告のなかでいっているくらいであるから、旅券なしでの鬱陵島渡航はこの当時では常例になっていたとみてよい。島根県知事もまた、「近来無旅券渡航ノモノ間々有之哉ニ相聞ヘ候ニ付」と、外務大臣に提出した報告書で述べていた。したがって、鬱陵島渡航者と移住者の多くは、不法な「密出国者」であったといわねばならず、さらに鬱陵島は条約で定めた居留地ではないから、「不法居住者」になる。

彼らが島で従事していた森林伐採が、無許可の「盜伐」であることは、島根・鳥取両県知事に対する外務大臣の達のなかで、「其県民韓国鬱陵島ニ於テ樹木盜伐ノ義」と述べていたし、在韓林公使の外務大臣への報告書のなかでも、「本邦人ノ樹木盜伐ハ敢テ今日ニ始マリタルモノニアラス」といっていた。もっとも現地の島長（島監）に結託して代金を支払った場合もあったが、伐採した材木を日本に輸送するということになると、鬱陵島は開港場ではないから、外国輸出はできないはずであり、木材搬出はすべて「密輸」となり、輸出入にかかる関税の「脱税」ということになるはずである。

その限りであれば、韓国の国史教科書のいう「日本の漁民は、密かに鬱陵島の木材を伐採したり魚をとったりするなど、ここを頻繁に侵犯した」という記述は、事実にもとづく正当なものとして容認しなければならないのである。

そうした鬱陵島で犯罪行為を重ねる日本人の後方支援基地になっていたのが、鳥取県の境港であった。外国貿易港といっても、そのほとんどを境港は鬱陵島との輸出入に依存していたのである。日露戦争の直前になる明治37年（1904）、米子の町民は日本政府の了解も得た上で、鬱陵島への漁民移住計画でもって「事実上の占領」を画策する。官民一体の鬱陵島侵略はまさにピークに達したといつてよい。新聞報道は次のように伝えている。

「韓国各道の漁場を探検せし西伯郡米子町小山光正氏は、今夏久しく京城に在て林公使と打合する所あり、頃日帰國し更に上京して当局者とも打合せ、弥よ某島に就き事実上の占領をなし漁業者を移住せしむる計画にて、当秋先つ以て20戸丈け移住せしめ、大に韓國漁業の面目を改めしむる覚悟にて、目下善良なる移住漁夫募集中なり……」⁽⁶⁰⁾

《注》

- (1) 『国史 中学校 下』韓国教育部、1993年版、日語訳は石渡延男『竹島考証』下、エムティ出版、1996年)
- (2) 内藤正中「元禄9年安龍福事件」（本誌第4号、1996年）
- (3) 堀和生「1905年日本の竹島領土編入」（『朝鮮史研究会論文集』24号、1987年）。堀論文では、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（1966年）が主張する「竹島固有領土」論の虚構性について実証的に明らかにするとともに、「無主地先占」説についても、日本の朝鮮侵略との関連のなかで解明すべきであるとする。それは、日本政府の見解に対立するものであるにもかかわらず、堀論文への反批判は、川上をはじめ外務省関係者からもない今まで今日に至っている。
- (4) 内藤正中「島根県人の鬱陵島進出」（島根大学『山陰地域研究』第7号、1991年）
- (5)(6) 『通航一覧』第4巻（第百三十七）P32
- (7) 『観聽隨筆』卷之中（島根県立図書館蔵）
- (8) 松浦静山『甲子夜話三篇』3、P13、なお評定所の判決文のなかで「右最寄松島へ渡海之名目を以て竹島え渡り」と記してあることから、川上健三は「この事件の当時においても、松島への渡航はなんらの問題のなかったことを示している証拠といえよう」といって、「竹島への渡海が禁制された後でも松島（今日の竹島）への渡海が禁止されたわけではなかった」とする（川上健三『竹島の歴史地理学的研究』P191）。しかしこれは無理なこじつけともいべきで、もともと岩島でしかない松島は、それ自体で独立したものではなく、鬱陵島である竹島の属島であったわけで、その当時、八右衛門が意図的に使い分けていたとは考えられず、もともと八右衛門は「竹島を朝鮮国附属の地とは不弁旨」を申し立てていたことが、同じ判決文の冒頭にみえる。
- (9)(10) 松浦静山前掲書 P20-22、P156
- (11) 田保橋潔「鬱陵島—その発見と領有」（『青丘学叢』第3号、1931、P23以下）
- (12) 『日本外交文書』第3巻 P137
- (13) 『公文録』明治13年3月内務省之部一、国立公文書館蔵
- (14) 堀和生前掲論文 P104
- (15)(16) 外務省条約局『竹島の領有』1953、P26、P23

- (17) 北沢正誠『竹島考証』下、エムティ出版、1996
- (18)(19)(20) 朝鮮総督府『朝鮮史』6-4、P570、P621、P629
- (21)(22)(23) 『日本外交文書』第15巻 P290 明治15年12月16日付井上外務卿ヨリ三條太政大臣宛「邦人ノ蔚陵島渡航禁止ニ関シ上申ノ件並ニ決済」
- (24) 同上書 P329 明治16年9月6日付井上外務卿ヨリ三條太政大臣宛「蔚陵島渡航邦人引継メノ爲迎船差立方申請ノ件並ニ決済」
- (25) 同上書 P334 「蔚陵島出稼人演談筆記」
- (26) 同上書 P339 明治19年6月22日付「井上外務大臣ヨリ山田司法大臣宛書翰」
- (27) 朝鮮総督府『朝鮮史』6-4 P706
- (28) 同上書 P1040
- (29) 『山陰新聞』明治27年2月18日
- (30) 『山陰新聞』明治32年10月5日
- (31) 『日本外交文書』第16巻 P340 明治28年6月25日付「杉村臨時代理公使書簡」
- (32) 『山陰新聞』明治32年12月2日
- (33) 『日本外交文書』第32巻 P286 明治31年12月3日付韓国公使来翰「蔚陵島密航伐木ニ関スル件（訳文）」
- (34)(35) 同上書 P287 明治31年9月16日「鳥取県知事報告」
- (36) 同上書 P288 明治31年10月18日「鳥取県知事報告」
- (37) 同上書 P287 明治31年11月26日「鳥取島根両県知事宛青木外務大臣照会」
- (38) 同上書 P289 明治31年12月25日「鳥取県知事報告」
- (39) 同上書 P290 明治32年1月28日「島根県知事報告」
- (40) 『山陰新聞』明治32年4月26日
- (41) 『日本外交文書』第32巻 P284 青木外務大臣ヨリ韓国臨時代理公使宛「本邦人ノ蔚陵島密航伐木ニ関スル照会ニ対シ回答ノ件」
- (42) 同上書 P299 明治32年8月30日 青木外務大臣ヨリ島根・鳥取両県知事宛「蔚陵島伐木取締方ノ件」
- (43) 『山陰新聞』明治32年8月24日。同紙の社説は次のように主張する—「朝鮮蔚陵島は稀有なる良材の産地として、兼ねて魯国人の着目する処となり居たるが、近頃に及び魯国は逆に巧妙なる口実の下に其採伐権を朝鮮政府より譲受くるに至りぬ。元来此島は日本と密接な関係を有し、旧幕時代より日本人は自由に該島に渡航して其木材を採伐し來り、両国間に之れか領有問題すら起りし事あり。交渉の結果、遂に朝鮮領なりとの空言を発したるは維新前の事なり。然るに日本人は、其後引き続き該島に渡り、木材を採伐せしが為め、屢々朝鮮政府より日本に交渉し來り、随分両国間の紛議を惹起して今日に至れり。故に事の順序より言へば、日本人こそ其採伐権を譲受くべきなるを、魯国は甘く朝鮮官吏と結託し該島の植材権を得……。」

- (44) 同上紙 明治32年10月5日
- (45)(46) 『日本外交文書』第32巻 P293 明治32年8月20日 韓国駐箚公使ヨリ青木外務大臣宛「蔚陵島ニ於ケル露國ノ伐木特許權ニ關シ報告ノ件」
- (47) 同上書 P305 明治32年11月8日 韓国駐箚公使ヨリ青木外務大臣宛「當国内地在留本邦人退去ニ關スル交渉ノ件」
- (48) 同上書 P307 明治32年12月2日 韓国駐箚公使ヨリ青木外務大臣宛「蔚陵島ニ露國人數十名移住ノ為メ該島視察許可方元山武藤領事ヨリ電請ノ件」
- (49) 同上書 P307 明治32年12月19日 元山在勤武藤領事ヨリ青木外務大臣宛「蔚陵島出張電請ノ実情開陳ノ件」
- (50) 同上書 P307 明治32年12月2日 韓国駐箚公使ヨリ青木外務大臣宛「武藤領事蔚陵島出張ハ不得策ナル旨具申ノ件」
- (51) 同上書 P308 明治32年12月20日 青木外務大臣ヨリ元山在勤武藤領事宛「蔚陵島出張ハ不得策ナル旨回訓ノ件」。ここで「穩ニ漁業其他ノ業務ニ從事スルハ、強テ此ノ際退去ヲ爲サシムル必要モ無之義」と漁業を例外としたことは、明治16年（1883）の日本朝鮮貿易規則第41款で、日本漁船が朝鮮国の全羅・慶尚・江原・咸鏡の4道で、朝鮮漁船は日本国の肥前・筑前・長門・石見・出雲・対馬の海浜でそれぞれ「往来捕魚」し、「其所獲ノ魚介ヲ売買」することができると定めたことによる。次いで明治22年（1889）の日本朝鮮両国通漁規則で詳細を次のように定めた。それは「両國議定地方ノ海浜三里以内」で漁業を行う両国漁船は、願書に船の間数、所有主、乗組員などを記して、領事館經由で開港場地方方に差出し、船の検査を経た上で免許鑑札を受けるとした。鑑札は1年間有效で操業中は携帯が義務づけられていた。なお、鑑札を受けるためには日本銀貨で漁業税を納めるとした。しかしこの当時、朝鮮から日本近海に出漁することは考えられず、日本人漁業者の朝鮮進出に道を開くものであった。
- しかし当時、朝鮮近海に出漁した日本漁船の多くは、無鑑札で漁業税を納入しないものであったことは、羽原又吉『日本近代漁業經濟史』（下巻P95～P113）が指摘するところである。隱岐の漁民が蔚陵島に出漁するにあたって、わざわざ朝鮮国釜山なり元山の領事館に出かけて漁業税を納入して鑑札を受けてから出漁するということは考えられないといつてよい。
- なお、蔚陵島のイカ漁が本格的に行われるのは、明治43年（1910）隱岐汽船の吉辰丸が境港との間に朝鮮航路を開設し、多数の漁船を曳航して以来である。
- (52) 堀和生前掲論文 P109
- (53) 『山陰新聞』明治35年1月30日
- (54) 同上紙 明治35年6月22日
- (55) 同上紙 明治35年5月14日
- (56) 『鳥取県勧業沿革』P214

- (57) 『山陰新聞』明治32年11月1日
 (58) 同上紙 明治32年11月14日
 (59) 『日本外交文書』第16巻 P340 明治28年6月25日「杉村臨時代理公使書簡」
 (60) 『山陰新聞』明治37年9月14日。なお、吉田敬市『朝鮮水産開発史』は、明治43年(1910)ともなると、「移住者総数224戸、その大部分は隱岐島人で、その属島の觀を呈し」と当時の状況を記している—「明治32、3年頃から漁業、特に36年イカの饒産を発見するや入植者急に増加す。朝鮮人も之にならってイカ釣開始。この頃奥村平太郎潜水器及びサザエ、サバ罐詰業開始、日露戦後移住者急増、35、6年頃から邦人も海藻採集を開始したが、単独経営ではなく、全部島人との共同経営、潜水器業者も早くから来島してアワビを採取、その人夫に朝鮮人を使用、大正4年頃には既に大分県人40人来漁移住、39年小学校開設、本島産のスルメは専ら隱岐島人の開拓で、42、3年頃から石見、境、米子の商人が専門の運搬船をもって取引し、殆んどスルメと米の物々交換であった。43年末移住者総数224戸、その大部分は隱岐島人でその属島の觀を呈し、日本人対朝鮮人の在住比では、全鮮第一位の日本移住者の卓越地であった」(P469)

李 良 枝 論

今 村 実

目 次

- 初めに
 第1章 彼女の経歴の概要
 第2章 太宰治の影響
 第3章 母国と言語の問題
 第4章 性愛表現と中上健次
 第5章 「由熙」における「私」の造型
 終りに

初めに

在日韓国人作家でふたり目の芥川賞作家の李良枝イ・ヤンジが他界してから5年に近い歳月が過ぎ去ろうとしている。一周忌の1993年(平成5)5月22日の日付で講談社から700頁におよぶ『李良枝全集』が発行され、以後3年間で4刷が出版されている。同書には彼女が発表した文章のすべてのほか「年譜」「主要参考文献目録」などもおさめられている。藤本寿彦の手によるこの「主要参考文献目録」には文芸雑誌を始めとして月刊誌、週刊誌、『世界日報』、『統一日報』、『韓国新聞』、日刊新聞は地方紙に至るまで広範囲にわたって、李良枝の文学についての紹介や批評を探し出し、それを掲載しているのでとても便利である。

私が所有する第4刷は1996年(平成8)5月8日の発行であるが、1993年(平成5)『Esquire日本版』第7巻第1号(1月1日)に発表された申英子「李良枝著『石の声』」を最後のものとし、以後は空白である。1982年(昭和57)から1993年(平成5)に至る足かけ12年の間に約150編の李良枝の文学についての紹介や



〈執筆者紹介〉

内藤正中 鳥取女子短期大学教授・北東アジア文化総合研究所長

今村 実 鳥取女子短期大学常勤講師

薮中洋志 倉吉博物館学芸員

周建中 鳥取女子短期大学非常勤講師

内藤浩之 鎌倉国宝館学芸員

北東アジア文化研究 第5号

1997年3月31日 発行

編集者 鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所

編集委員 島雄満子
野津和功

発行者 鳥取女子短期大学

〒682 鳥取県倉吉市福庭854

印刷所 (有) 池田印刷

〒682 鳥取県倉吉市東岩倉町2229